入 札 説 明 書

除雪車両の交換に係る一般競争入札の公告（平成２５年６月７日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当者

青森県知事　三村　申吾

２　一般競争入札に付する事項

次の(１)と(２)に掲げる物品の交換

（１）　青森県が交換に供する物品（以下「下取物品」という。）

ア　名称及び数量　　スノースイーパ除雪車ほか２台　　１式

イ　規格等　　別紙仕様書のとおり

（２）　青森県が交換により取得する物品（以下「交換物品」という。）

ア　名称及び数量　　プラウ付き被牽引スイーパ除雪車　　１式

イ　規格等　　別紙仕様書のとおり

（３）　納入期限及び納入場所

平成２６年３月２５日　青森空港管理事務所

３　入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒０３０－８５７０

青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

ＴＥＬ　０１７－７３４－９０７８（担当　日野）

ＦＡＸ　０１７－７３４－８０１６

４　技術的事項に関する問い合わせ先

〒０３０－８５７０

青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県県土整備部港湾空港課港湾計画・空港グループ

ＴＥＬ　０１７－７３４－９６７４　（担当　猪股）

ＦＡＸ　０１７－７３４－８１９４

５　入札・開札の日時及び場所

（１）日　時　平成２５年７月１８日　午後１時３０分

（２）場　所　青森県長島一丁目１番１号

青森県庁舎　東棟１階会計管理課入札室

６　入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

７　入札に参加する者に必要な資格

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。

（２） 平成２３年６月２９日青森県告示第５５９号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成２４年２月１日青森県告示第５９号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成２５年２月１日青森県告示第６９号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりＡの等級に格付された者であること。

（３） 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成１２年１月２１日付け青管第９１２号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

（４） 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１６号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

（５） 交換物品と同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

（６） 交換物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

８ 資格の審査等

（１） 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式１））に次に掲げる関係書類を添えて、平成２５年７月３日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明並びに必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、証明書及び製作仕様書等には、各証明書又は書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し ２部

イ 納入実績証明書（別紙様式２） ２部

（ア） 交換物品と同等の類似品に関する過去５年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

（イ） 交換物品の写真又はカタログ等

ウ メーカー及び工場に関する調書（別紙様式３） ２部

組立工場及び製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式４） ２部

（ア） 交換物品の製作場所及びメンテナンスが行える整備工場の一覧

・ 納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。

・ 整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去１～３年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。

（イ） 部品供給体制

・　部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。

・　消耗部品（通常の稼働状況で１年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は２日、一般部品（５年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は５日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品及び調達日数が明示されていること。

（ウ）　技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ　製作仕様書　　２部

（ア）　交換物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

（イ）　交換物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

（ウ）　メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ　工程表　　２部

設計・製作（主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。）の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

（２）（１）の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

（３）（１）の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

９　落札対象

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した８の（１）オ及びカの製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

10　入札価格等

（１）　入札価格

入札価格は、交換物品と下取物品との交換差額とする。

（２）　入札書（別紙様式５）の記載要領

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ　入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

11　入札書の提出方法等

（１） 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式６）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

（２） 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「平成２５年７月１８日入開札、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成２５年７月１７日午後５時までに必着しなければならない。

（３） 電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

12 入開札の立会い等

（１） 入開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２） 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13 入札執行回数

原則として３回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号）第１５９条の規定による。

15 落札者の決定方法

（１） ９により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第１３７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２） 落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

（１） 開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。

（２） 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。

（３） 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときは、最低価格入札者と随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

（１） 入札の参加資格のない者がした入札

（２） 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

（３） 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（４） 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金

額を訂正した入札

（５） その他入札条件に違反した入札

18　入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第１５０条の９の規定により行う。

19　契約の締結

（１） 落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

（２） 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が７に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

20　検査

検査は、青森県財務規則第１６３条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21　契約代金の支払方法

契約代金は、上記２０の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

22　その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」（ただし、第４条第８項を除く。）記載のとおりとする。

（別紙様式１）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

担当者氏名　　㊞

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入　札　件　名　　プラウ付き被牽引スイーパ除雪車の交換に係る一般競争入札
２　申請書の提出期限　　平成２５年７月３日
３　提出書類の名称及び提出部数
（１）　物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　２部
（２）　納入実績証明書　２部
（３）　メーカー及び工場に関する調書　２部
（４）　サービス・メンテナンス体制証明書　２部
（５）　製作仕様書　２部
（６）　工程表　２部

（別紙様式２）

納 入 実 績 証 明 書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２５年６月７日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入　札　件　名　　プラウ付き被牽引スイーパ除雪車の交換に係る一般競争入札

２　入 開 札 日 時　　平成２５年７月１８日　午後１時３０分

３　過去５年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入台数	備　　考

４　添付書類
契約書（写）その他

（別紙様式３）

メーカー及び工場に関する調書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２５年６月７日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

１　入　札　件　名　プラウ付き被牽引スイーパ除雪車の交換に係る一般競争入札
２　入 開 札 日 時　　平成２５年７月１８日　午後１時３０分
３　メーカー及び工場の状況

メーカー		商号又は名称	
		住所又は所在地	
		代表者氏名	
		電話番号	
		担当者氏名	
		総従業員数	
		昨年度総売上額	
	最寄りの営業所等	名　　称	
		住所又は所在地	
		担当者氏名	
		電話番号	
工　　場		名　　称	
		住所又は所在地	
		責任者氏名	
		電話番号	
	過去５年間の実績	延べ製作台数	（当該物品及び同等物品）

（別紙様式４）

サービス・メンテナンス体制証明書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２５年６月７日付け公告）に係る当該調達物品のアフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入　札　件　名　　プラウ付き被牽引スイーパ除雪車の交換に係る一般競争入札
２　入 開 札 日 時　　平成２５年　７月１８日　午後１時３０分
３　点検整備又は修理の体制

最寄りのサービス工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去３年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

４　部品供給の体制

総括窓口の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

（注）１　「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品にあっては２日を、一般部品にあっては５日を越えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。
２　「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別葉により記載する。

５　技術員の派遣体制
当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記載する。

（別紙様式５）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印
委任代理人　　印

入　札　書

	￥	○	○	○	○	○	○	○	○	円

（内訳）

番号	入　札　品　名	規　格	数量	単　価	金　　額
	(交換物品) ○○○○○	○○○			○○○
	(下取物品) ○○○○○	○○○			△　　○○○
	合　　計				○○○

備考　落札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

（別紙様式６）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

代理人使用印鑑

受任者　所在地又は住所
商号又は名称
職　氏　名

記

入札（見積り）件名　　プラウ付き被牽引スイーパ除雪車の交換に係る一般競争入札

入札（見積り）期日　　平成２５年７月１８日

入札（見積り）・開札場所　　青森県庁舎東棟１階会計管理課入札室

物　品　交　換　契　約　書

青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

住所
受注者

上記当事者間において、物品の交換のため、次のとおり（ただし、　　を除く。）契約を締結した。

（交換物品の内容）

第１条　発注者と受注者は、それぞれの所有する次に掲げる物品（以下「交換物品」という。）を交換することを約した。

（１）　発注者が交換に供する物品の名称、型式、規格、数量、金額等は、次のとおりとする。

ア　名　　称　　スノースイーパ除雪車ほか２台
イ　型　　式　　別紙仕様書のとおり
ウ　規　　格　　別紙仕様書のとおり
エ　数　　量　　１式
オ　金　　額　　￥.
（うち消費税及び地方消費税の額 ￥.　　）
カ　そ の 他　　登録は、引渡し後、受注者が速やかに抹消するものとする。

（２）　受注者が交換に供する物品の名称、型式、規格、数量、金額、付属品等は、次のとおりとする。

ア　名　　称　　プラウ付き被牽引スイーパ除雪車
イ　型　　式　　別紙仕様書のとおり
ウ　規　　格　　別紙仕様書のとおり
エ　数　　量　　１式
オ　金　　額　　￥.
（うち消費税及び地方消費税の額 ￥.　　）
カ　付属品等　　別紙のとおり

２　発注者は、交換差金として、金　　円を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第２条（A）　契約保証金は、金　　円とする。

２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第２条（Ｂ）　契約保証金は、免除する。

（交換物品の納入期限等）

第３条　交換物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（１）　納入期限　　平成２６年　３月２５日

（２）　納入場所　　青森空港管理事務所

２　受注者は、交換物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

３　受注者は、第１項の納入期限までに交換物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（交換物品の検査等）

第４条　発注者は、交換物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに交換物品の引渡しを受けるものとする。

２　前項の検査に要する費用及び検査のために交換物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

３　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

４　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、交換物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

５　前条第２項及び第３項並びに前４項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　交換物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、それぞれ相手方に移転するものとする。

（交換差金の支払）

第６条　受注者は、受注者の交換物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に交換差金を請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に交換差金を支払うものとする。

（遅延利息）

第７条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに交換物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、交換差金の額につき年３．０パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

２　発注者は、前項の遅延利息を、交換差金より控除するものとする。

（かし担保責任）

第８条　発注者は、交換物品の所有権が移転した後、交換物品に隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後１年以内に受注者に対して交換物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

２　発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

（契約の解除）

第９条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）　その責めに帰する理由により、第３条第１項の納入期限までに交換物品を引渡ししなかったとき、又は引渡しする見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）　その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約保証金の帰属）

第１０条（Ａ）　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１０条（Ｂ）　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、交換差金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（損害賠償）

第１１条　発注者は、第９条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（協議事項）

第１２条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者　　青森県知事　三　村　申　吾　　印

受注者　　㊞

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成２３年３月青森県条例第９号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（２）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（３）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（６）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（７）　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（８）　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

１　契約金額１５０万円以下の随意契約による免除（財務規則第１５９条第１項第６号該当）
　　第２条(A)、第１０条(A)

２　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第１５９条第１項第１号該当）
　　第２条(A)、第１０条(A)

３　実績免除（財務規則第１５９条第１項第２号該当）
　　第２条(A)、第１０条(A)

４　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第１５９条第１項本文該当）
　　第２条(B)、第１０条(B)

仕　　様　　書

１　下取り車両の名称、規格等

（１）

車　　種	スノースイーパ
車　　名	スノースイーパ(牽引式)
登 録 番 号	Ｓ－４
型 式 ・ 年 式	加藤Ｓ－３５０
車 台 番 号	ＳＢ－９６０７６
排気量・気筒	10308cc
乗 車 定 員	~~一人~~
取得年月日	平成８年１１月１日
走行距離数等	稼働時間３，２００ｈ（平成 25 年 4 月時点）
車両の所属	青森空港管理事務所

（２）

車　　種	除雪トラック
車　　名	スノープラウ(ワンウェイ)
登 録 番 号	Ｔ－３
型 式 ・ 年 式	三菱ＫＣ－ＦＷ５２９ＮＹ
車 台 番 号	ＦＷ５２４ＮＹ－７０００２２
排気量・気筒	17730cc
乗 車 定 員	２人
取得年月日	平成９年１１月２５日
走行距離数等	８６，７００km（平成 25 年 4 月時点）
車両の所属	青森空港管理事務所

（３）

車　　種	除雪トラック
車　　名	スノープラウ（アングリング）
登 録 番 号	Ｔ－６
型 式 ・ 年 式	いすゞＫＬ－ＣＹＷ８１Ｐ１
車 台 番 号	ＣＹＷ８１Ｐ１－３０００００３３
排気量・気筒	19001cc
乗 車 定 員	２人
取得年月日	平成８年１１月２９日
走行距離数等	８１，５００km（平成 25 年 4 月時点）
車両の所属	青森空港管理事務所

２　取得車両の名称、規格等

別紙「空港用プラウ付き被牽引スイーパ除雪車　仕様書」のとおり

空港用プラウ付き被牽引スイーパ除雪車

仕　　様　　書

平成２５年　６月

青森県

仕様書最終確認
猪股

空港用プラウ付き被牽引スイーパ除雪車仕様書

１．総　則

１．１　適用範囲

本仕様書は、青森空港における滑走路・誘導路・エプロン等の除雪作業に使用する空港用プラウ付き被牽引スイーパ除雪車（以下「車両」という）について規定する。

１．２　車両の概要

車両は、プラウによる除雪作業とスイーパによる掃雪作業を一度に行うことができるものとし、下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、青森空港除雪作業の使用に耐えうる十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有し、保守点検及び整備が容易にできる構造とする。

この仕様書に明示されている数値は標準の設計値とし、ここに明記されていない箇所については発注者（以下「甲」という）と請負者（以下「乙」という）が協議のうえ決定する。

１．３　適用基準

1.3.1 車両の構造等

本仕様書に規定する以外の事項は「道路運送車両の保安基準」（昭和２６年７月２８日運輸省令第６７号（以降改正分を含む））及び「道路運送車両の保安基準に係る技術基準」（昭和５８年１０月１日自車第８９９号（以降改正分を含む））に適合すること。ただし、適合しない部分がある場合は、甲と協議すること。

1.3.2 排出ガス対策型機関

車両の機関は、平成１７年５月２５日法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」（平成１８年３月２８日経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号（以降改正分を含む））に適合すること。

1.3.3 材料及び部品

車両製造において使用する材料及び部品は、すべて新品であって日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）に適合することと。ただし、ＪＩＳ以外の規定に適合するものを使用する場合は、ＪＩＳと比較対照するための関連外国規格又は類似外国規格等との比較表を提出して、甲の承認を受けること。

１．４　納入に関する一般的事項

1.4.1 車両納入時に甲の関係者に対し、操作方法及び保守運営について十分な教育、訓練を行うこと。

1.4.2 本仕様書等を厳守し適切な管理を行うとともに、不明箇所について、甲と十分な調整を行うこと。

1.4.3 契約後速やかに、本仕様書に基づいて生産工程表を作成し、甲と詳細に協議すること。

1.4.4 改善の必要が認められる事項が発生した場合、甲と協議をすること。

1.4.5 甲の要求がある場合は、作業状況の報告すること。

1.4.6 本仕様書に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。

１．５　車両の保障

車両を納入後１箇年以内に、設計及び製作上の瑕疵に起因して事故、故障、あるいは保守運転上の不具合が発生した場合には、乙の責任において、無償修理するものとする。また、その瑕疵が甲と協議し、乙の故意若しくは重大な過失によって生じたものと判断される場合は、保障期間経過後であっても乙は無償修理及び改造を行わせることがある。ただし、甲の運用保守に重大な欠陥があった場合は、この限りではない。

１．６　部品の保守・供給体制

乙は、納入後車両の機能に重要なユニット部品について、不具合等が発生し部品交換等の必要が生じた場合には、４８時間以内に納入（整備）場所に必要部品が供給できるように、日本国内に保管場所を確保し供給体制を確立すること。

なお、部品供給期間は、車両納入後１５年間とする。また、保管等に要する費用は、乙の負担とする。

１．７　言語

言語は、慣用的に外来語を用いる場合を除き日本語とする。また、計量単位については、国際単位系に係るSI単位を使用すること。ただし、これによりがたい場合は、甲と協議すること。

１．８　提出書類

（１）取扱説明書　　２部
（２）部品カタログ　　２部
（３）各種試験及び検査成績書　　２部
（４）付属品及び予備品一覧表　　２部

１．９　納入

1.9.1 納入場所：〒030-0155　青森県青森市大字大谷字小谷 1-5
青森空港管理事務所　　TEL017-739-2121
台　　数：　１式

1.9.2 納入場所までの輸送は、輸送保険付とし、また、輸送中における性能の低下があってはならない。

１．10　検査

検査は、甲の検査職員立会の下に、下記事項について青森空港内の指定場所において実施するものとし、仕様書に規定する諸条件を満足することを確認する。これに必要な人員、設備、測定機器、消耗品等は、すべて乙において準備すること。

なお、乙は、検査に先立ち詳細な立会検査実施要領書及び社内試験成績書を提出して、その承諾を受けること。ただし、検査の一部は、甲の検査職員が、乙における生産工程、品質及び生産管理の実情、社内試験設備、あらかじめ提出された社内試験成績書等を審査し、妥当と認めた場合は、それをもって検査成績書とし甲の指示を受け一部の検査項目の立会検査を省略することがある。

1.10.1 定置検査及び現地引渡運転

定置検査及び現地引渡運転は、下記項目について行う。ただし、降雪状況等により甲の指示を受け検査の一部を省略することがある。

（１）定置検査

定置検査は、外観、寸法、規格、機能、その他組立状況等の確認を行う。

（２）現地引渡運転

現地引渡運転は、青森空港内の指定場所において実作業運転を行うとともに、現地関係者に対し、取扱説明及び実技の指導を行うこと。

１．11　特許権等に関する紛争の処理

車両について、特許権等に係る紛争を生じた場合は、乙は甲と協議し、乙の責任と認められた場合は、すべて乙の責任において速やかに処理すること。

2．　車両の構造一般及び性能

2．1　車両の構造及び性能等

2.1.1 名称　　空港用プラウ付き被牽引スイーパ除雪車

2.1.2 構造一般

車両は、牽引車とセミトレーラ式被牽引スイーパで構成される。牽引車は、容易にかつ素早く脱着できるプラウ装置が前部に取り付けられる。被牽引車を接続しない時においても牽引車単体でプラウ除雪ができるものとします。被牽引車には、フレーム中央部にブルーム装置とブロワ装置を設けるものとし、ブロワ装置は後輪より前方に取り付けなければならない。

また、被牽引車が接続されている時は、旋回作業の際にプラウ除雪軌跡とブルーム掃雪軌跡が近づけることができるように後輪はステアリング機能を有するものとする。

2．2　車両寸法

2.2.1　全　長	２０，０００mm以下（プラウ装着時）
	１７，０００mm以下（プラウ非装着時）
2.2.2　全　幅	７，４００mm以下（プラウセンター時）
	７，０５０mm以下（プラウ旋回時）
2.2.3　全　高	３，８００mm以下（キャブ上、黄色回転灯上端）
2.2.4　最低地上高	２００mm以上（ブルームを除く）
2.2.5　質　量	
（１）車両総質量（乗車定員含む）	３５，０００kg 以下
（２）牽引車質量	２２，８９０kg 以下
（３）被牽引式スイーパ質量	１１，０００kg 以下
2.2.6　乗車定員	２人

2．3　性能

2.3.1 除雪作業最高速度	６４ｋｍ／ｈ以上
2.3.2 最大除雪幅	
（１）プラウ除雪幅	６．０m以上
（２）ブラシ掃雪幅	５．５m以上
2.3.3 最小回転半径	プラウ最外側において１２m以内

3．　各装置の構造等

3．1　牽引車

3.1.1 形式	総輪駆動式シャシ
3.1.2 駆動方式	フルタイム式４×４もしくは６×６
3.1.3 機関	
（１）　形式	水冷ディーゼル機関
（２）　最高出力	３５０KW以上
（３）　始動補助装置	ＤＣエアヒーター式もしくはＡＣブロックヒータ
（４）　燃料タンク容量	５００ﾘｯﾄﾙ以上
3.1.4 動力伝達装置	
（１）変速機	自動変速機　前進４速以上
（２）分配器	差動機付（運転室操作デフロック付）
3.1.5 走行装置	
（１）形式	全浮動式、全輪操舵式

（2）車軸許容荷重　　前軸　１３，０００ｋｇ以上
　　後軸　１１，０００ｋｇ以上
（3）差動機　　運転席操作デフロック付
（4）タイヤ　　スタッドレスタイヤもしくはスノータイヤ

3.1.6 制動装置
（1）主ブレーキ　　空気式、ＡＢＳ付
（2）駐車ブレーキ　　スプリング式、空気式（解除時）

3.1.7 連結装置
（1）構造　　牽引車の後部にはセミトレーラ式のスイーパを牽引するための連結器及び制動装置系統と照明装置系統並びにスイーパ遠隔操作盤の連結装置をそれぞれ装備するものとする。
（2）連結器　　一軸カプラ（キングピンサイズφ２インチもしくは５０mm）

3.1.8 その他
（1）カウンターウェイト　　（被牽引車非連結時に必要な場合のみ）
（2）フロントウィンド　　熱線入りガラス
（3）フロントワイパ　　２連以上
（4）サイドウィンド　　電動パワーウィンド
（5）バックミラー　　熱線入り、角度調整機能付

３．２ プラウ装置
3.2.1 形式　　アングリング式、ストレートタイプ
3.2.2 プラウ幅
（1）フレーム構造　　鋼製（除雪板は鋼製、又はポリ製）
（2）全幅（エッジ長）　　７，２００mm以上
（3）全高
　ア　中央部　　１，２００mm以上
　イ　排出部　　１，９００mm以上
（4）旋回角度　　左右とも３２度
（5）切削角度　　６５、７５、８５度、切替可能式
（6）カッティングエッジ　　天然ゴム系
　　厚さ５０mm以上
（7）支持タイヤ　　キャスター式、複輪×２個
（8）昇降、旋回装置　　油圧シリンダ駆動式
（9）装置重量　　３，０００ｋｇ以下

３．３　被牽引スイーパ
3.3.1 形式　　被牽引式スイーパ除雪車
3.3.2 シャシ
（1）形式　　セミトレーラ式
（2）連結器　　キングピンφ２インチもしくはφ５０mm
（3）制動装置
　ア 主ブレーキ　　ＡＢＳ付
　イ 駐車ブレーキ　　空気式
（4）走行装置　　リジッドサスペンション式

許容軸重１１，０００ｋｇ以上
後輪ステアリング式（油圧閉回路式）

3.3.3 作業装置用機関

（1）機関

ア 形式	水冷式ディーゼル機関
イ 最高出力	３５０KW以上
ウ 始動補助装置	ＤＣエアヒーターもしくはＡＣブロックヒータ
エ 燃料タンク	５００ﾘｯﾄﾙ以上

（2）油圧装置

ア 装置駆動ポンプ	ピストン式又は歯車式
イ 作動油タンク	１８０ﾘｯﾄﾙ以上

（3）機関室　作業用機関を保護するため、鋼板製もしくはＦＲＰ製の作業用機関室を設け点検整備のために開閉可能な点検用扉を設けること。

3.3.4 ブルーム装置

（1）形式	円筒形横置き形
（2）駆動方式	
ア ブラシ回転	油圧モータ
イ ブルーム旋回及び昇降	油圧シリンダ
ウ エアディフレクタ	油圧シリンダ
（3）ブルーム幅	６，７００mm以上
（4）ブルーム旋回角度	左右とも３５度以上
（5）ブラシ径	１，１６０mm以上
（6）ブラシ回転数	０～６５０ｒｐｍ
（7）ブラシタイプ	ウェーハ式、鋼線ブラシ
（8）支持タイヤ	キャスター式
（9）その他	ブラシ毛先に付着した雪等を剥ぎ落とす機構を設けること。

3.3.5 ブロワ装置

（1）形式	インペラファンまたはターボファン
（2）排風量	６４５m^3／分以上
（3）排風速度	１７５m／秒以上
（4）排風方式	両側同方向同時排風式

３．４　照明装置

（1）前照灯	牽引車（前部）	1式
（2）補助前照灯	牽引車（前部）	1式
（3）方向指示灯	牽引車（前後部）	各1式
	被牽引車（後部）	1式
（4）尾灯	牽引車（後部）	1式
	被牽引車（後部）	1式
（5）後退灯	牽引車（後部）	1式
	被牽引車（後部）	1式
（6）作業灯（前方照射）	牽引車	1式
（7）黄色閃光灯	キャブ上部	1式

	被牽引車機関室カバー上部	1式
（8）その他	必要箇所	1式

3．5　操作装置及び計器類

操作装置及び計器類は、製造会社の標準が前記1．3適用基準に適合することを確認し、プラウ、牽引車及び被牽引スイーパに係る操作を運転者一人で行うことができるものとすること。

4．　付属品及び予備品

（1）車載用無線機用電源		1式
（2）消火器（ＡＢＣ粉末1．８ｋｇ）		1本
（3）車輪止め	牽引車用	1式
	被牽引車	1式
（4）床マット（冬期間用自動車用ゴムマット）		1式
（5）予備タイヤ（牽引車、被牽引車用）		各1組
（6）予備支持タイヤ（プラウ装置、携帯用赤色電灯）		各1組
（7）標準工具		1式
（8）予備ブラシコア組立品		1式
（9）非常用信号具（発煙筒、携帯用赤色電灯）		1式

5．車載用無線機（出力５W設定、架台・アンテナ共）　1台

無線機等は、新品とし青森空港管理事務所が使用する周波数 FM154.210MHz で送受信ができること。（無線機は、スタンダード社 GX5560VFT 同等品以上、また、アンテナは周波数の調整を行うこと。）

6．銘板

車両には、見やすい箇所に下記事項を記載した銘板を取り付けること。

（1）　製造会社名
（2）　製作年月日
（3）　型式又は規格
（4）　製造番号又は機械番号

7．塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準と同等以上とする。

また、青森空港の管理番号（Ｔ－○○、Ｓ－○○）を表示することとし、番号、位置及び大きさの表示案を作成し甲と協議すること。

8．その他の事項

8．1　回転灯の取付方法の指定

黄色回転灯（以下「灯火等」という）の取付方法は、次のとおりとする。

（1）　灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和５５年６月５日付け、建設省機発第４７３号）（以降の改正分含む）」に準ずるものとする。

（2）　灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

８．２　仕様についての協議

本仕様書において疑義が生じた場合は、車両等の設計時点で協議すること。